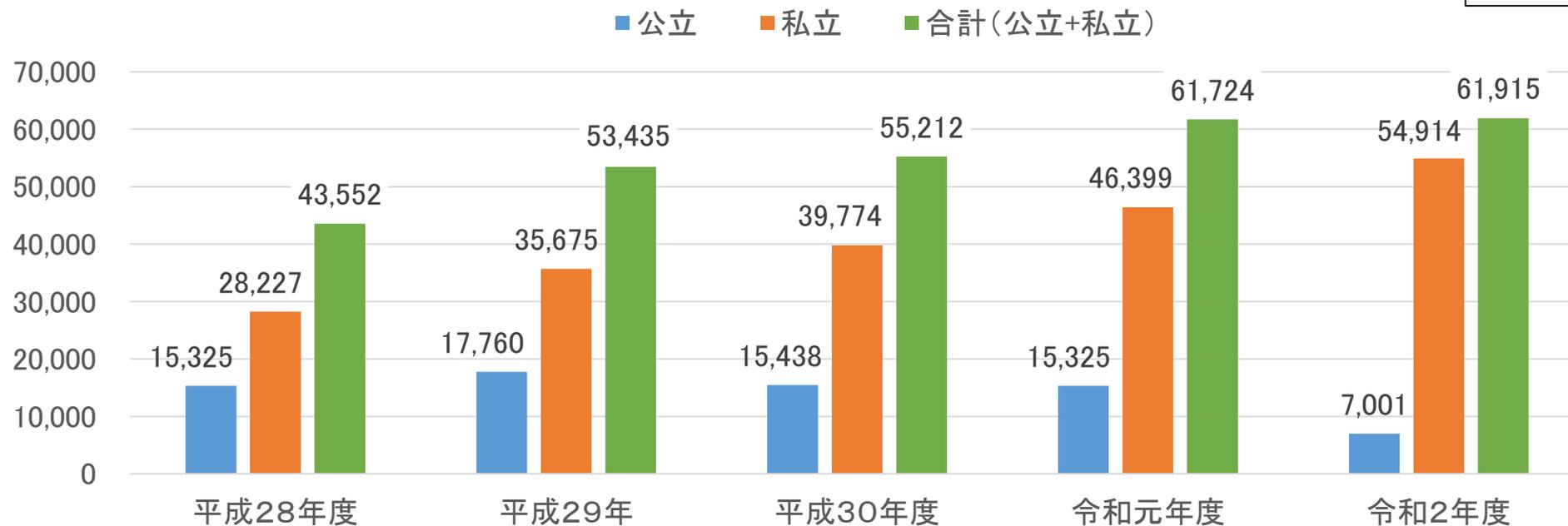


第2回検討会での質問事項等の回答

第3回尼崎市立幼稚園のあり方検討会資料

1 幼稚園型一時預かり事業の年間延べ利用日数の推移

単位：日数



※幼稚園型一時預かり事業とは

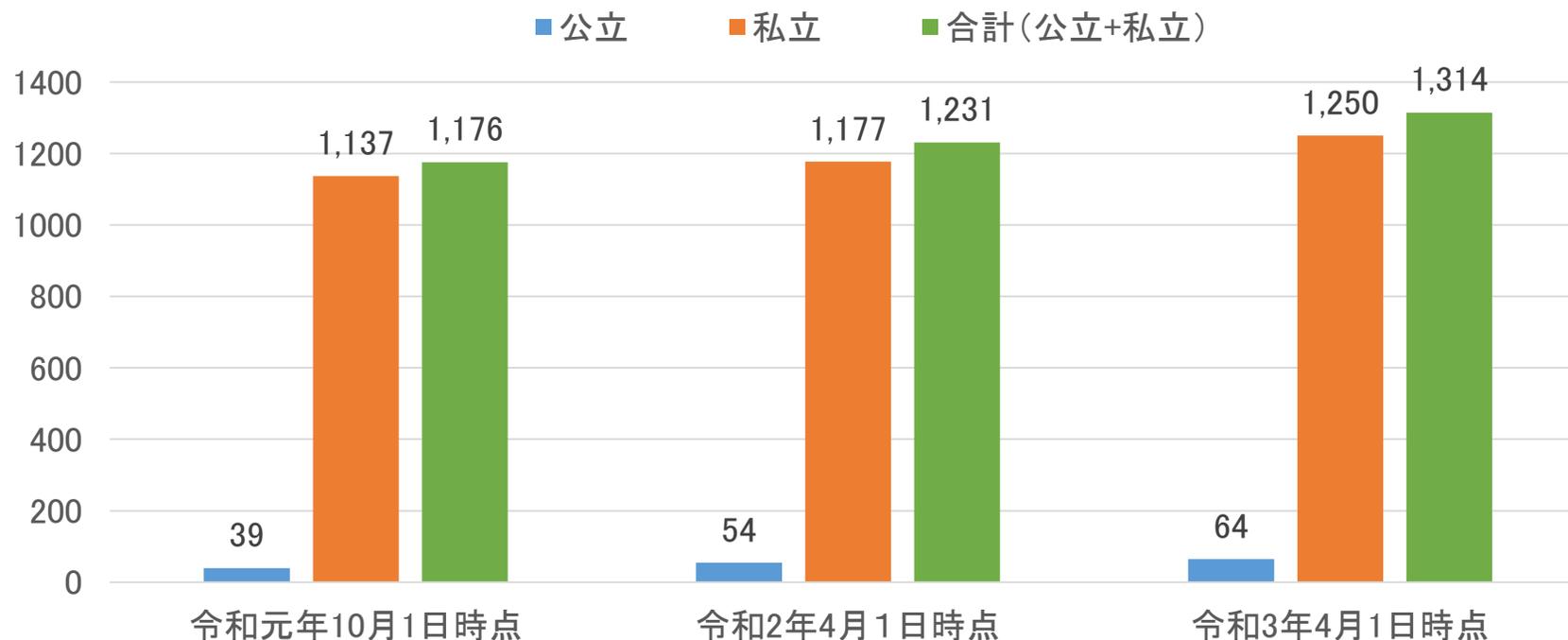
地域子ども・子育て支援事業の1つであり、幼稚園等において、保護者の希望により夕方までや長期休業中に在園児等の預かり保育を実施するもの。(兵庫県が実施する私学助成幼稚園の預かり保育がこれとは別にあるが、当該制度に係る年間延べ利用日数は把握できていない。)

※地域子ども・子育て支援事業とは

市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業

2 新2号認定者数の推移（幼稚園等の在籍者）

単位：日数



※令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化制度により、幼稚園や認定こども園（1号認定）の預かり保育事業については、新2号認定（施設等利用給付認定）を受けることで、一旦施設に納付した利用料において、市町村から給付を受けることが可能となりました。（月額11,300円が上限）

※施設等利用給付の支給実績

令和元年度 → 支給人数：999人（月平均） 1人当たりの平均支給金額：4,393円

令和2年度 → 支給人数：926人（月平均） 1人当たりの平均支給金額：4,801円